

議案第 6 8 号

覚書等履行請求事件の和解について

原告（相手方）と被告鯖江市との間で係争中の令和 5 年（ワ）第 7 号覚書等履行請求事件の裁判上の和解を下記のとおり福井地方裁判所武生支部において成立させるため、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

記

- 1 相 手 方 鯖江市在住の個人
- 2 和解の概要 別添和解条項のとおり

提案理由

覚書等履行請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出する。

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地に関し、別紙図面Ⅰ記載の測量点D1からD50までの各点及び同D1を順次結んだ直線（以下「本件土地の範囲線」という。）で囲まれた範囲（青色線で囲まれた内側部分。なお、測量点D1ないしD50の状況は、別紙測量点撮影写真のとおりに。）の土地（以下「本件土地」という。）に対して別紙工事内容一覧表記載の工事を施工する義務があることを認める。
- 2
 - （1） 被告は、原告に対し、前項の義務を履行するために必要な限りで、本件土地の具体的な範囲を確定する目的で、本和解成立後4カ月以内に測量調査に着手することを誓約する。
 - （2） 原告は、被告に対し、（1）の調査結果に基づき本件土地の具体的な範囲を確定することに同意し、同結果に対して一切の異議を述べないことを誓約する。
 - （3） 原告及び被告は、（1）の測量調査が、別紙物件目録記載の各土地の筆界及び境界を特定する目的ではないことを、相互に確認する。
- 3 被告は、原告に対し、第1項の工事を、前項の調査結果に基づき本件土地の具体的な範囲が確定した日から4カ月以内に着工する。
- 4 被告は、原告に対し、第1項の工事の施工完了後速やかに、本件土地を明け渡す。
- 5 被告は、原告に対し、別紙図面Ⅱ記載③の本件土地南東側の既存排水路を別紙図面Ⅰ記載の測量点D9で水路に対して垂直に切断して二分し、その北側側分を撤去して同切断部からの入水を防ぐ措置を行った上で、その余（南側部分）を無償で譲渡する。
- 6 被告は、原告に対し、第4項の本件土地明渡し時に、前項の排水路を引き渡す。
- 7 原告及び被告は、被告が補償料として供託した別紙供託金一覧表記載の供託金について、原告が還付請求するものとし、被告はこれを承諾する。
- 8 原告は、その余の請求を放棄する。
- 9 原告及び被告は、別紙物件目録記載の土地に関し、本和解条項に定めるものの外には、何らの債権債務の無いことを相互に確認する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする。

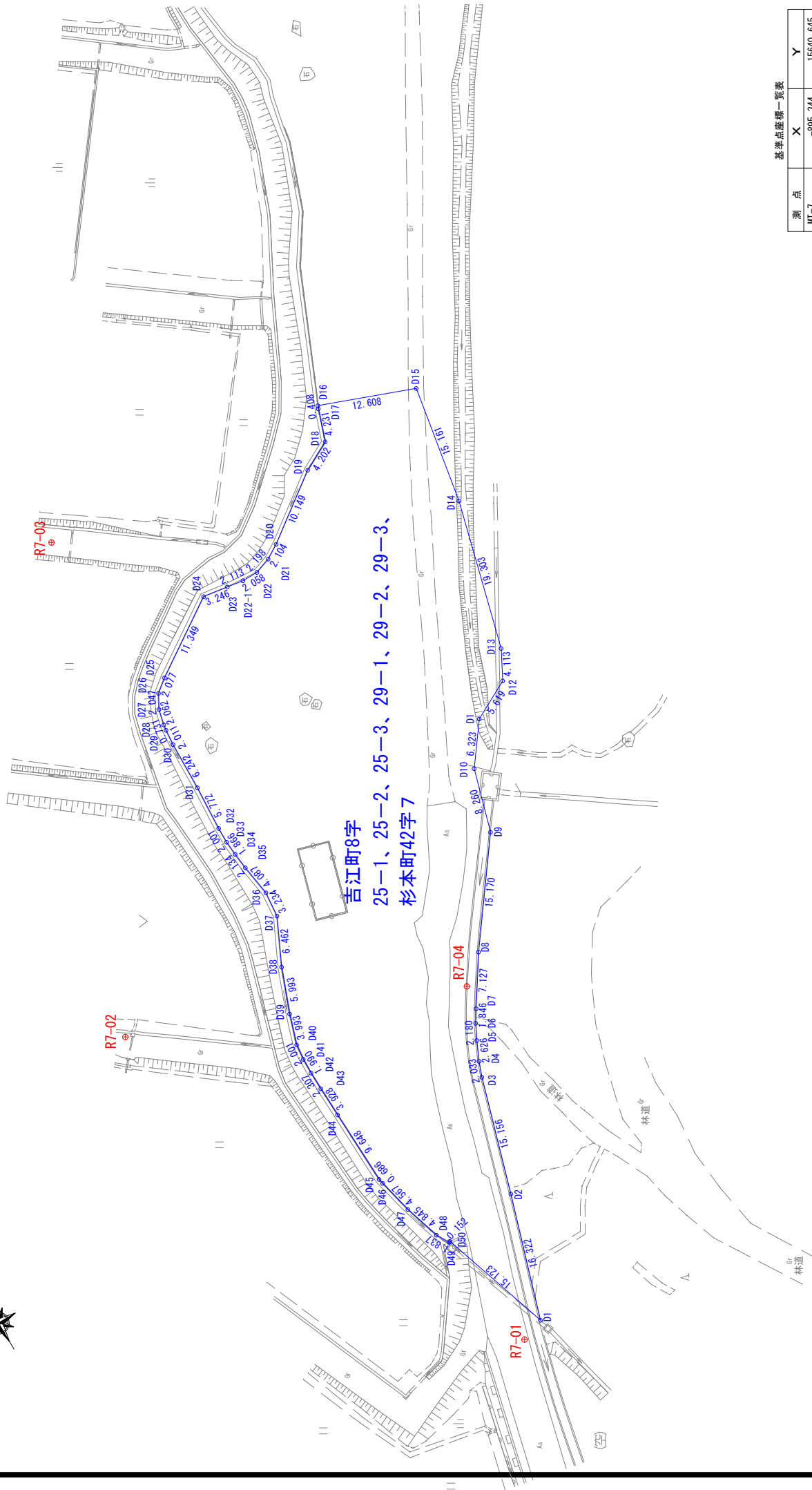
以上

(別 紙)

物 件 目 録

- 1 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 田
- 2 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 田
- 3 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 畑
- 4 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 田
- 5 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 畑
- 6 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 原野
- 7 所在 福井県鯖江市吉江町
地目 原野
- 8 所在 福井県鯖江市杉本町
地目 原野

以 上



吉江町8字
25-1、25-2、25-3、29-1、29-2、29-3、
杉本町42字7

基準点座標一覧表

測 点	X	Y
MT-7	-895.344	15640.645
R7-01	-869.691	15650.091
R7-02	-811.525	15625.556
R7-03	-752.916	15648.641
R7-04	-827.523	15666.044

測量点撮影写真



D1

[illegible]

D2

(This area contains horizontal ruling lines.)



D3

[illegible]

D4

This image shows a single sheet of white paper designed for handwriting practice. It features ten sets of horizontal ruling lines. Each set consists of three lines: two solid black lines forming the outer boundaries and a dashed black line centered between them. These sets are evenly spaced vertically across the entire page, providing a guide for letter height and placement. The paper is otherwise completely blank, with no margins, text, or other markings.

D5



D6



D7



D8



D9



D10



D11



D12



D13

D14

D15

D16



D17



D18



D19



D20



D21



D22



D22-1



D23



D24



D25



D26



D27



D28



D29



D30



D31



D32



D33



D34



D35



D36



D37



D38



D39



D40



D41



D42



D43



D44

D45

D46

D47



D48



D49



D50



(別 紙)

工事内容一覧表

1 圃場整備

- (1) 別紙図面Ⅱ記載①のとおり、既設用水路（本件土地北西側）から取水でき一枚の水田となるよう、圃場の水張部の表土を15cmを目安に除去して田面を整地する（あま土の入替えは行わない。）。
- (2) 田面と現況地形とのすり付けは、別紙図面Ⅱ記載①及び次のとおりとする。
- ア 西側（A-A断面）については、既存の畦畔の整形のみを行う。
- イ 南側（B-B断面）については、田面と田面南側の乗り入れ部分とを土羽により整形する。乗り入れ部分については現状のままとする。
- ウ 南東側（C-C断面）については、現状のままとする。
- エ 北東側（D-D断面）及び北側（E-E断面）については、畦畔築立（土羽）を行う。
- (3) 別紙図面Ⅰ記載の測量点D16ないしD19の区間に位置する被告が設置したL字擁壁を撤去し、測量点D19以降の本件土地の範囲線に沿った同地内の畔に合わせて土を戻す。

2 取水口および排水口の設置

別紙図面Ⅱ記載②の取水口及び排水口については、原告が用水管理者及び施設管理者等の関係者と協議を行い同関係者の同意が得られた後、被告立会いの下設置個所を特定した上で、各口1箇所ずつ設置するものとする。

3 排水路の設置

別紙図面Ⅱ記載④（赤色線で示されたもの）のとおり、本件土地北東側から北側にかけての同地外側周辺部に、排水路を設置する。

以 上

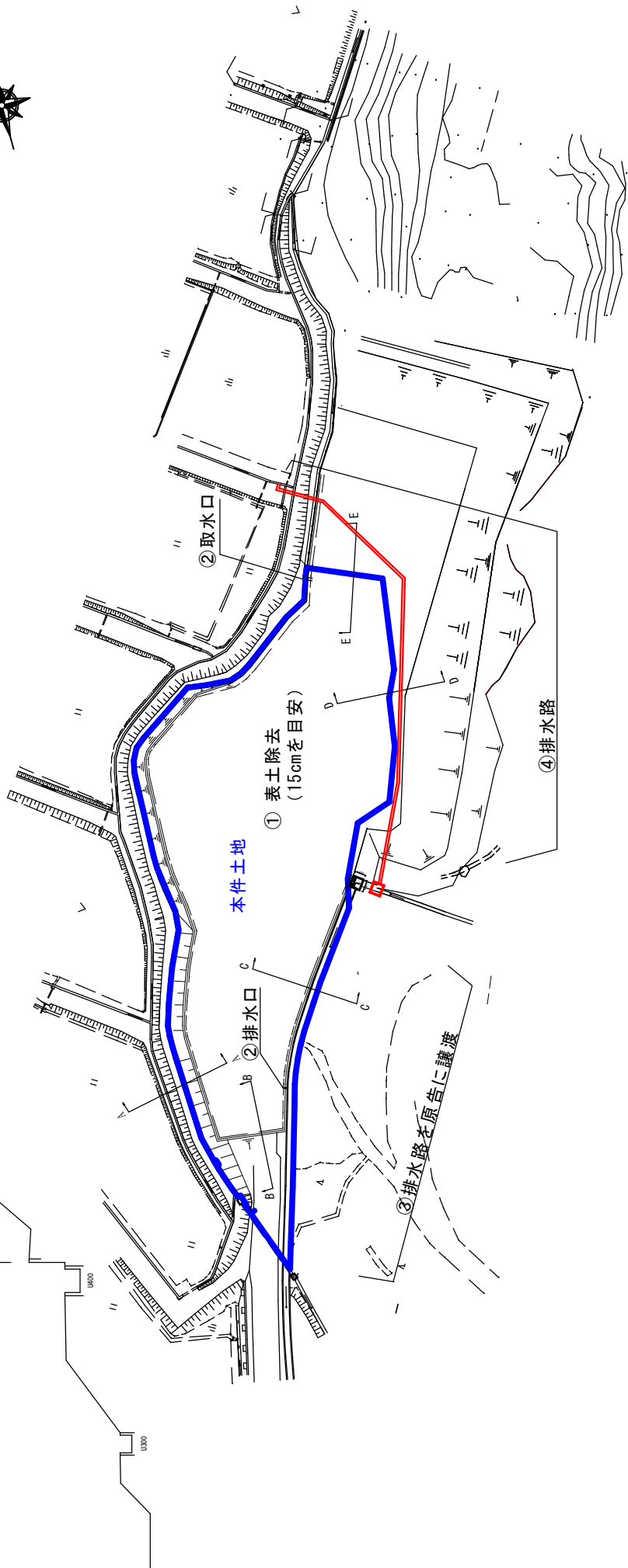
別紙図面Ⅱ



0.3
畦畔

工事施工範囲

A-A



B-B

工事施工範囲

0.3

土羽

0.3

C-C

工事施工範囲

0.6

0.9

畦畔

D-D

工事施工範囲

0.6

0.9

畦畔

E-E

0.3

畦畔

既存水路譲渡

(別 紙)

供託金一覧表

- | | | |
|---|------|--------------|
| 1 | 供託所 | 福井地方法務局武生支局 |
| | 供託番号 | 平成28年度金第172号 |
| | 供託者 | 鯖江市 |
| | 被供託者 | 相手方 |
| 2 | 供託所 | 福井地方法務局武生支局 |
| | 供託番号 | 平成29年度金112号 |
| | 供託者 | 鯖江市 |
| | 被供託者 | 相手方 |
| 3 | 供託所 | 福井地方法務局武生支局 |
| | 供託番号 | 平成30年度金116号 |
| | 供託者 | 鯖江市 |
| | 被供託者 | 相手方 |
| 4 | 供託所 | 福井地方法務局武生支局 |
| | 供託番号 | 平成31年度金101号 |
| | 供託者 | 鯖江市 |
| | 被供託者 | 相手方 |
| 5 | 供託所 | 福井地方法務局武生支局 |
| | 供託番号 | 令和2年度金88号 |
| | 供託者 | 鯖江市 |
| | 被供託者 | 相手方 |
| 6 | 供託所 | 福井地方法務局武生支局 |
| | 供託番号 | 令和3年度金66号 |
| | 供託者 | 鯖江市 |
| | 被供託者 | 相手方 |

以 上